

令和6年度第2回広島市大規模小売店舗立地審議会 会議概要

- 【日 時】 令和6年9月13日（金）10時00分～11時30分
- 【場 所】 広島市役所本庁舎14階 第7会議室
- 【出席委員】 委員8名中6名出席
塚井誠人（会長）、崎田省吾、折本寿子、小林文香、塚野路哉、井上愛美
- 【議 題】 届出案件に対する意見聴取
【対象店舗】
ダイレックス五日市北店
（仮称）Spiral Garden
- 【公開・非公開の別】 公開
- 【傍 聴 者】 0名
- 【配付資料】 別添のとおり
- 【会議要旨】

ダイレックス五日市北店

<主な質疑内容等>

- 質問 1-1 以前、別の商業施設が当該敷地にあったが、駐車場南側出入口の運用について、以前から変更はあるか。
- 回答 1-1 以前の南側出入口は車両の出入りはできなかった。今後は車両の出入りが可能になるが、駐車場東側にある県道から店舗に繋がる歩行者通路を新設し、徒歩での来店ルートを分散確保する。
- 質問 1-2 駐車場南側出入口について、西側からの進入車両が来店案内ルートに沿うと、180度旋回し歩行者通路を横切る導線になっているため、注意喚起が必要である。
- 回答 1-2 歩行者通路のグリーン塗装を行い、注意喚起する。
- 質問 1-3 当該店舗東側での夜間騒音レベル最大値の予測が、規制基準値を超過する理由は何か。
- 回答 1-3 駐車場東側出入口から進入した荷さばき車両が当該予測地点付近を通過した際に、一時的に走行音が規制基準値を超過する。
- 質問 1-4 荷さばき施設内で同時作業可能な台数は1台だが、荷さばきを行う時間帯が重ならないように運用するのか。
- 回答 1-4 御認識のとおり、作業時間帯が重ならないように運用する予定である。
- 質問 1-5 従業員用駐車場が東側及び西側の2箇所にあるが、西側には住宅が隣接しているため、東側から優先的に使用するのか。
- 回答 1-5 従業員数の規模から、両駐車場は常時使用されることを想定しているが、駐車場出入口付近での交通事故防止のため、東側の従業員用駐車場から優先的に使用する予定である。
- 質問 1-6 バリアフリー対応駐車場の設置台数が1台だが、法令等に適しているか。
- 回答 1-6 法令等に適している。

- 質問 1-7 店舗東側出入口及び店舗南東側交差点の混雑が予想されるため、注意していただきたい。また、隣接する県道の北側からの来店車両が、店舗東側出入口から進入しないようにしていただきたい。
- 回答 1-7 路面標示、看板設置等の対応を行い、入退店経路の周知を行う。
- 質問 1-8 騒音予測の結果について、周辺商業施設から発生する騒音については、考慮していないのか。
- 回答 1-8 考慮していない。
- 質問 1-9 県道側に独立看板が設置されると思うが、どのような照明計画か。
- 回答 1-9 駐車場東側出入口北側の県道に隣接する場所に独立看板を設置し、アーム式のスポットライトで下から照らす予定である。

(仮称) S p i r a l G a r d e n

<主な質疑内容等>

- 質問 2-1 店舗南東側の駐輪場から店内へは、どのような経路で入店するのか。
- 回答 2-1 当該駐輪場北側に店舗へと繋がる出入口がある。
- 質問 2-2 店舗南側に放課後デイサービス施設の入店が予定されているが、南側には駐車場出入口もあるため、施設を利用する子どもたちが交通事故に巻き込まれないよう注意してほしい。
- 回答 2-2 子どもたちは店舗北側の通学路から入ることを想定している。
- 質問 2-3 従業員や来店者等の導線はどのようになっているか。
- 回答 2-3 来店者は店舗中央にあるエレベーターまたは階段を使用し各階へ向かう導線となっている。また、店舗東側には従業員専用のスペースがあり、エレベーターや階段を使用し各階への物流を行う。
- 質問 2-4 店舗北東側の荷さばき施設について、荷さばき車両はどのように進入するのか。
- 回答 2-4 通学の時間帯を避け、歩行者に注意しながら、後進での進入を行う。
- 質問 2-5 店舗西側の緑地帯は歩行者の通行が可能か。
- 回答 2-5 緑地帯の通行はできないが、当該緑地帯と道路の間に、若干ではあるが歩行できる空間を設けている。
- 質問 2-6 店舗南側に放課後デイサービス施設の入店が予定されているが、店舗南西側には荷さばき施設があるため、施設を利用する子どもたちの安全に注意してほしい。
- 回答 2-6 店舗南西側の荷さばき施設は基本的には使用しない方針ではあるが、必要に応じて使用時間の変更等の対応を行う。
- 質問 2-7 店舗北側の県道の拡幅計画が実施された場合、店舗北側駐輪場周辺に通路空間は確保できるのか。
- 回答 2-7 計画実施後の状況に応じて、必要な対応を行う。

【審議結果】

ダイレックス五日市北店

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。

但し、要請事項として、次のとおり申し添えるのが望ましい。

《要請事項》

開店後の駐車場や周辺道路の状況について確認し、必要に応じて適切な対応をすること。

(仮称) Spiral Garden

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。

但し、要請事項として、次のとおり申し添えるのが望ましい。

《要請事項》

開店後の駐車場や周辺道路の状況について確認し、必要に応じて適切な対応をすること。